

大高緑地ドッグラン利用規約（平成27年4月より）

この施設は、犬の飼い主がマナーやルールを守りながら飼い犬を運動させたり、遊ばせたりすることのできる、みなさんのドッグランです。
このドッグランは、指定管理者（愛知県都市整備協会）とボランティアの方々の協力により運営されております。
多くの皆様に安全かつ快適にドッグランを楽しんでいただくために、利用者一人一人が次のルールを遵守し、自らの責任においてご利用ください。
このルールに反する飼い主や犬に対しては利用をお断りする場合があります。

- 1 利用時間は、午前6時30分から日没までとし、それ以外の時間は、使用しないでください。
- 2 乳児及び幼児（就学前の児童）は入場させないでください。また、中学生以下が利用する場合は、保護者が必ず同伴してください。
- 3 ドッグラン内で生じた犬の噛み合い、負傷、死亡、他人への噛みつきなど、事故及び紛争などについては、公園管理者及びボランティアは一切関与しませんので、飼い主同士の責任で解決してください。なお、飼い犬が人を噛んだ場合には、飼い主は保健所（名古屋市内の犬は登録区の保健所、名古屋市外の犬は緑保健所生活環境課：891-3632）及び大高緑地管理事務所（622-2281）へ届け出てください。
- 4 ゴミや飼い犬のフンは、速やかに回収し、持ち帰るようにしてください。飼い主として責任を持って処理しましょう。また飼い犬が掘った穴なども必ず埋めてください。
- 5 飼い主は、狂犬病予防法にもとづく「鑑札」と「予防注射済票」を犬につけてください。
- 6 ドッグランの利用に慣れていない犬や飼い主の命令を聞けない（呼んでも戻ってこない）など、訓練が不十分な犬は、ドッグラン内でもリード（引き綱）を離さないでください。（ただし、伸縮リードをご使用の方は、リードを伸ばしての利用は危険ですのご遠慮ください。）なお、ドッグラン以外の場所では、必ずリードをつけてください。また、犬用バギーカートでの入場はやめてください。
- 7 以下に該当する犬は、ご利用になれません。また、犬以外のペットは利用できません。
 - （1）狂犬病の予防接種を1年以内に受けていない犬
 - （2）3種以上のワクチンを接種していない犬
 - （3）発情期にあるメス犬（発情期の前後1ヶ月間）
 - （4）病気の犬
 - （5）他の利用者に恐怖感を与える闘犬など
 - （6）噛みつきなどトラブルを起こした犬
- 8 飼い主は常に飼い犬から目を離さないように注意し、他の犬や利用者の迷惑とならないようにしてください。また、ドッグランに入場できる頭数は、飼い主1人あたり2頭までとし、遊びを超えたマウンティングや追いかけ回し、混雑時のボール等の遊具の使用は禁止します。
- 9 ドッグラン内での犬への餌やりはやめてください。また、利用する方は水分補給以外の飲食は行わないでください。トラブルの原因となるおそれがあります。
- 10 このドッグランは、しつけ教室の開催などの行事にともない、利用を制限する場合があります。

狂犬病予防法では、犬の所有者の義務として、犬の登録と年1回の狂犬病予防接種をうけさせること、及び犬の登録の証明となる「鑑札」と注射の証明となる「注射済票」を犬に着けておくことが規定されています。

また、「鑑札」・「注射済票」を犬に着けていない場合には、その犬は抑留の対象となり、犬の所有者には20万円以下の罰金が科される場合があります。